

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月21日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町久留19番地1

氏 名 湯梨浜町長 宮脇 正道

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0858-35-5329

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	泊浄化センター
事業場の所在地	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇谷639番地39
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道事業
②事業の規模	昨年度の総事業費(決算ベース) 228,679千円(税別)
③従業員数	3名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり(図1～3)

図1 下水処理フローシート (No.1)

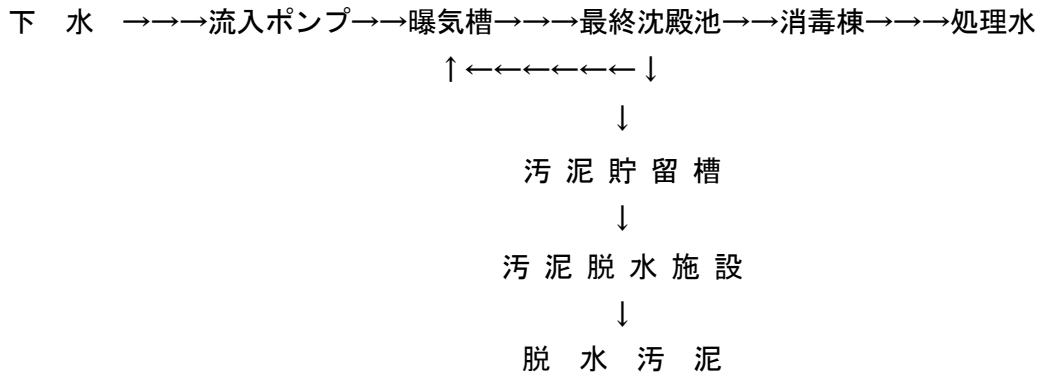
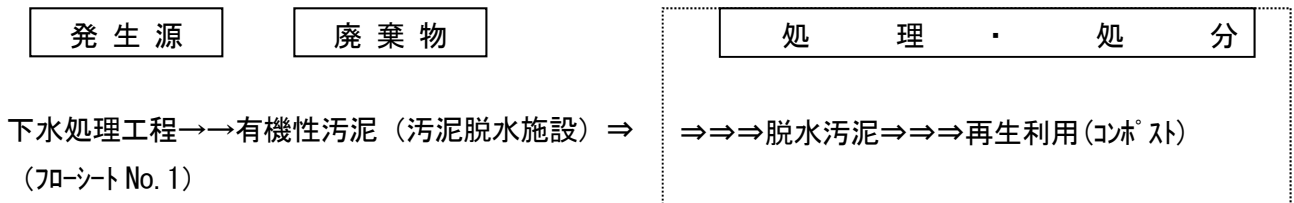


図2 廃棄物処理フローシート

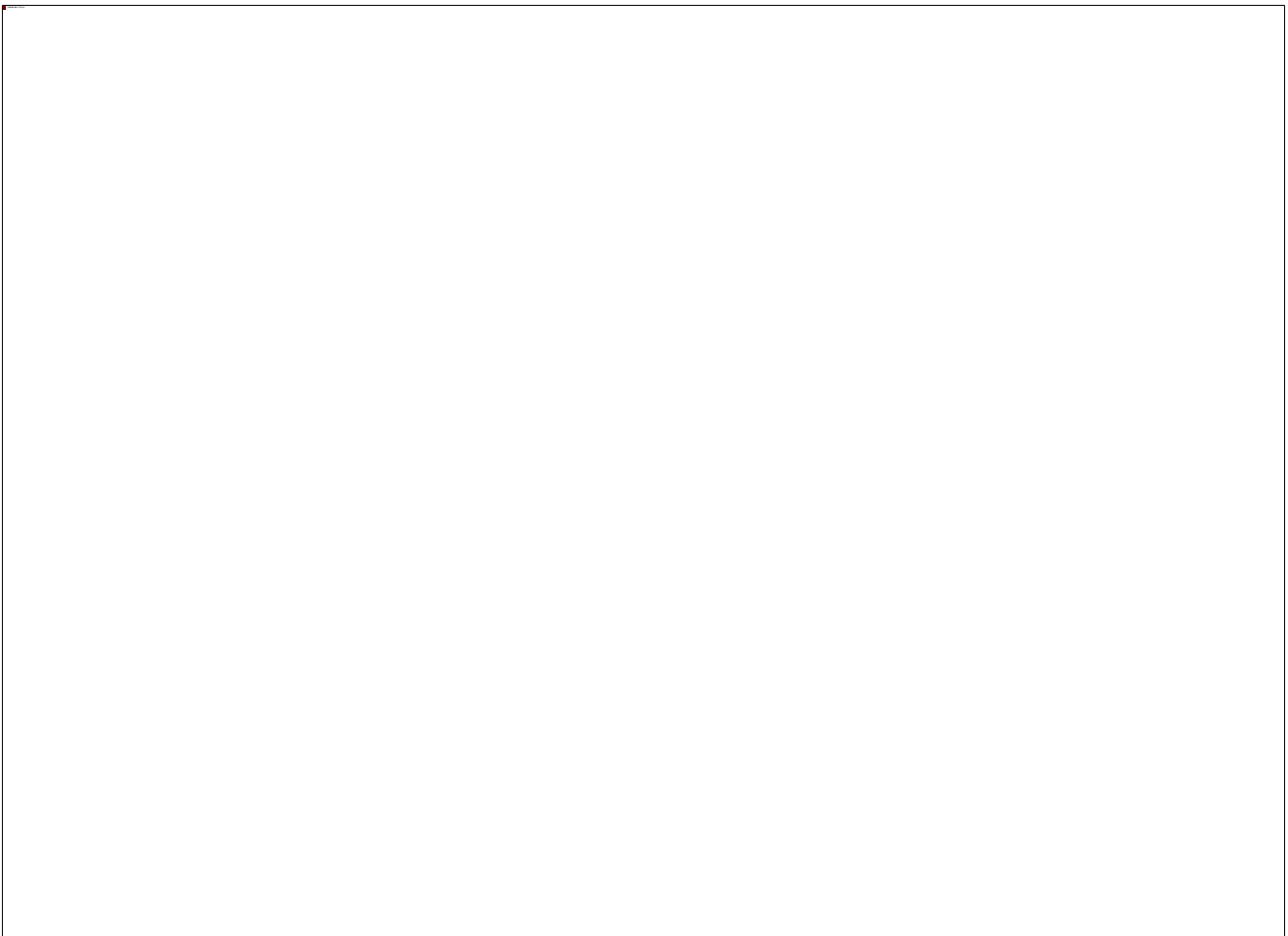


※ ⇒ は廃棄物処理の流れ

※ []内は廃棄物の委託処理の範囲

※ 下水処理・汚泥処理ともに委託処理をおこなっている。

図3 浄化センター配置図



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり (図4)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	1, 256 t	t
	(これまでに実施した取組) 排出された汚泥は、当場で中間処理 (汚泥脱水) を行い、最終処分として再生利用処理 (コンポスト) 委託量は81 tである。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	1, 200 t	t
	(今後実施する予定の取組) 県内には管理型、遮断型の処分場がなく、脱水汚泥は県外の業者に委託しており、処理コストが高くなっている。今後も廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理を推進し、最終処分量の抑制を図っていくこととする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水道事業では、排出する産業廃棄物は下水汚泥のみである。
------	--

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水道事業では、排出する産業廃棄物は下水汚泥のみである。
-----	---

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1, 175 t	t
	(これまでに実施した取組) 当場では、固定式脱水装置を設置し産業廃棄物の中間処理を行っており、脱水汚泥まで処理している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	

	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1, 200 t	t
(今後実施する予定の取組) 汚泥の脱水を強化し、最終処分量を抑制させる。			

(第4面)

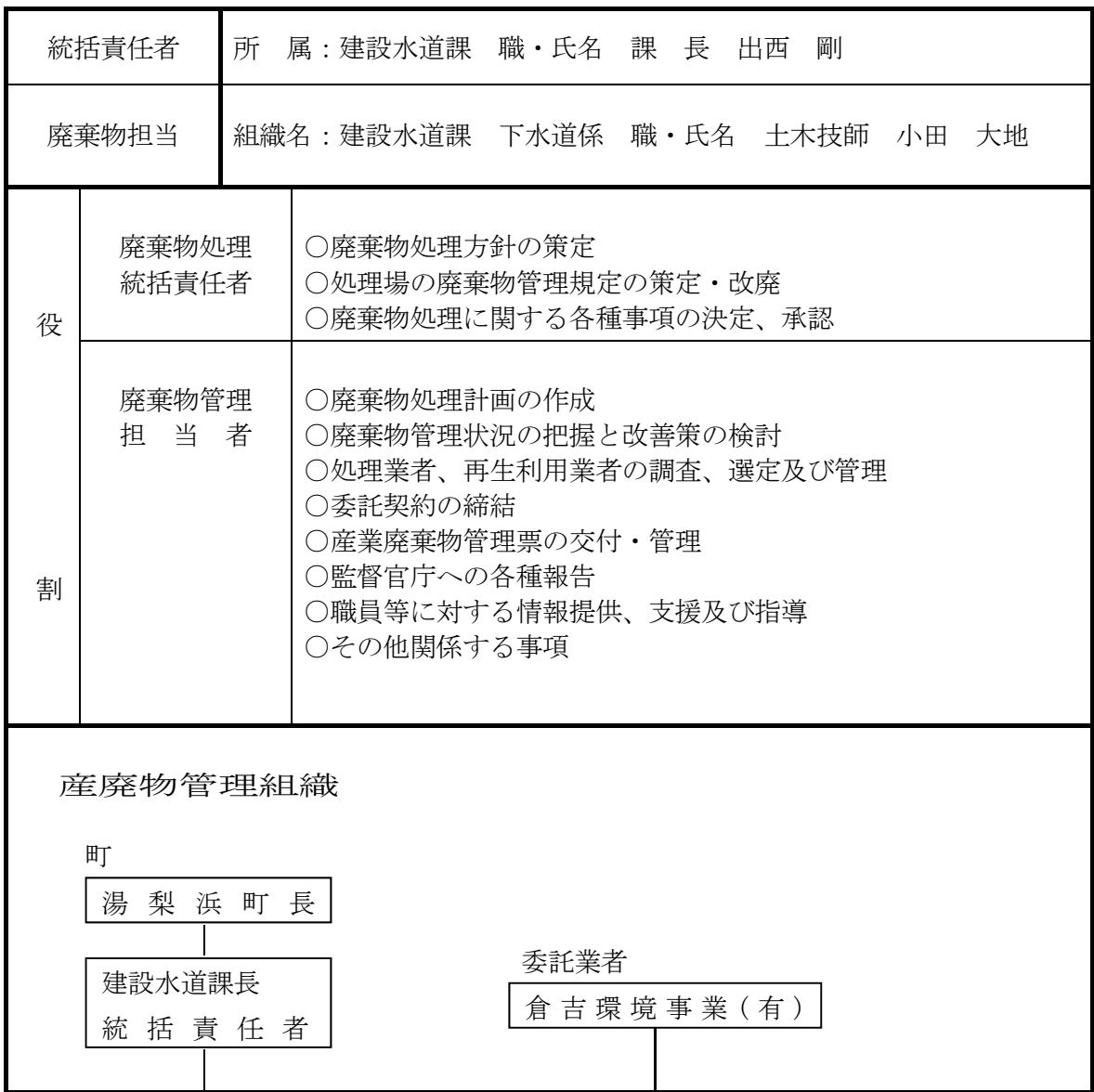
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	全処理委託量	81 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	81 t	t

		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		(これまでに実施した取組) 平成15年度から再生利用（コンポスト化）を行っており、今後も再生利用に努める。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	全 処 理 委 託 量	8 0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8 0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の脱水を強化し、最終処分量を抑制させる。		
※事務処理欄			

図4 責任者及び管理組織図



下水道係長



担当者

担当者

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。